

00705

1 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四九年四月十五日第三種郵便物登録

鳥取県公報

◇告示 指定施業要件指定予定保安林に関する通知

目 次

指定施業要件を指定する予定の保安林

3 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第3種郵便物認可)

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第三種郵便物認可) 2

一 指定施業要件 指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第一百三十一号

指定施業要件 指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

する。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

する。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場、若桜町役場、智頭町役場、船岡町役場、用瀬町役場、佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第一百三十一号

指定施業要件 指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第一百三十二号

指定施業要件 指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第三種郵便物認可) 2

鳥取県告示第一百三十号

指定施業要件 指定予定保安林の所在場所

八頭郡八東町、若桜町、智頭町、船岡町、佐治村(以上六ヶ町村について民有林に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採ができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び八東町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十四号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(一) 立木の伐採の方法

(二) 立木の伐採の方法
立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十五号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第一項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(一) 立木の伐採の方法

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡八東町(林野庁所管以外の国有林)

二 保安林として指定された目的
なだれの防止

(一) 指定施業要件

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内
容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

(一) 立木の伐採の方法

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内
容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的
立木に係る伐採種を定めない。

(一) 立木の伐採の方法

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内
容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡若桜町

二 保安林として指定された目的
立木に係る伐採種を定めない。

(一) 立木の伐採の方法

00711

7 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号
(第3種郵便物認可)

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十七号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡智頭町(林野庁所管以外の国有林)

二 保安林として指定された目的
なだれの防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。
2 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次とおりとする。

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十八号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡智頭町(林野庁所管以外の国有林)

二 保安林として指定された目的
なだれの防止

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、禁止する。

(二) 立木の伐採の限度

次とおりとする。

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十六号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

(二) 立木の伐採の限度

次とおりとする。

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

00710 (第3種郵便物認可) 6
昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号

(第3種郵便物認可) 6

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(三) 立木の伐採の限度

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

準用する森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

八頭郡智頭町

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

(二) 立木の伐採の限度

次とおりとする。

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(三) 立木の伐採の限度

(「次」とおり)は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)

00712

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第3種郵便
物認可)

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百三十九号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十三条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

八頭郡船岡町

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

3 間伐は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十三条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

八頭郡用瀬町

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることのできる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

一 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十四号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十三条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡用瀬町（林野庁所管以外の国有林）

二 保安林として指定された目的
なだれの防止

八頭郡佐治村

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、八頭地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び佐治村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十四号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、禁止する。

する。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び用瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十二号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第十三条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡用瀬町（林野庁所管以外の国有林）

二 保安林として指定された目的
なだれの防止

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
八頭郡用瀬町（林野庁所管以外の国有林）

二 保安林として指定された目的
なだれの防止

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡中山町、大山町、西伯町、岸本町、日野郡溝口町、江府町

二 保安林として指定された目的
水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十八号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

三 土砂の崩壊の防備

鳥取県告示第百五十号

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと
する。

3 間伐は次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び伯仙町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百四十九号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡淀江町

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭
和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において
準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第
三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第百五十一号

2 主伐は、択伐による。
子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十三号

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容
の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭
和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において
準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第
三十条の規定により告示する。

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

二 保安林として指定された目的

三 潜害の防備

(一) 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

2 主伐として伐採をることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において

鳥取県告示第百五十四号

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三条の規定により告示する。

(二) 立木の伐採の限度
　　次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県知事 石破朗一
一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

指定施業要件指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件
立木の伐採の方法

昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号

19 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第3種郵便物認可)

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所

西伯郡会見町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

次とのとおりとする。

(二) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

次とのとおりとする。

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十六号

指定施業要件 指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所

西伯郡岸本町

二 保安林として指定された目的

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び会見町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十五号

指定施業要件 指定予定保安林に関し、次に掲げる内容の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所

西伯郡岸本町

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

次とのとおりとする。

(二) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

次とのとおりとする。

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び岸本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百五十七号

指定施業要件 指定予定保安林に関し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において

準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所 西伯郡西伯町

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所 西伯郡西伯町

二 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

1 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百五十八号

昭和三十九年三月二十七日

21 昭和三十九年三月二十七日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号

20

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百五十九号

昭和三十九年三月二十七日 指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所 日野郡溝口町

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第百六十号

昭和三十九年三月二十七日 指定施業要件指定予定保安林に關し、次に掲げる内容

の通知を受けたから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所 日野郡溝口町

二 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第百六十六号
林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(一) 立木の伐採の方法

2 主伐は、択伐による。

子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと
する。

3 「立木の伐採の限度

次とのおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で
あるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年
法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森
林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規
定により告示する。

二 保安林として指定された目的

西伯郡中山町

三 潮害の防備

(一) 指定施業要件

(二) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び中山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百六十五号

立木の伐採の方法

- 主伐は、択伐による。

西伯郡中山町

- ## 二 保安林として指定された目的

(一) 立木の伐採の方法

- (二) 立木の伐採の限度

(一)

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

二 保安林として指定された目的

- 1 主伐に係る伐採種を定めない。
2 主伐として伐採をすることができる立木は、米

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

27 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第3種郵便物認可)

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)
鳥取県告示第百六十九号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で
あるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年
法律第六十八号)附則第七条第一項において準用する森
林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規
定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十九年三月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

二 保安林として指定された目的
魚つき
三 指定施業要件

昭和三十九年三月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 指定施業要件

昭和三十九年三月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡名和町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

鳥取県告示第百六十七号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で
あるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年
法律第六十八号)附則第七条第一項において準用する森
林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規
定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百六十八号
(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)
3 間伐は、次のとおりとする。
〔一〕立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(一) 立木の伐採の方法
1 主伐は、択伐による。
2 主伐として伐採をことができる立木は、米
子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと
する。
3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
〔二〕立木の伐採の限度
一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡名和町
二 保安林として指定された目的
航行の目標の保存
三 指定施業要件
〔一〕立木の伐採の方法
伐採を禁止する。

鳥取県告示第百七十号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で
あるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年
法律第六十八号)附則第七条第一項において準用する森
林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規
定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

('次のとおり'は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

鳥取県告示第百七十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石破 二朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 伐採を禁止する。

('次のとおり'は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石破 二朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡大山町赤松字門野

二 保安林として指定された目的

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

('次のとおり'は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十六号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石破 二朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町長田字大清水、字王平、字孝靈山

二 保安林として指定された目的

千害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

00737

する。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

('次のとおり')は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十七号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町

二 保安林として指定された目的

火災の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

('次のとおり')は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十八号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡大山町

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡淀江町

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

('次のとおり')は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び淀江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百七十九号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で

3 間伐は次のとおりとする。

(1) 立木の伐採の限度

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

(2) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採することができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

35 昭和39年3月27日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号 (第3種郵便物認可)

2 主伐は、採伐とする。
子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十二号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律(昭和三十七年法律第六十八号)附則第七条第二項において準用する森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的
　　潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

　　1 主伐は、択伐による。

　　2 主伐として伐採をることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

　　3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

　　次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十三号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森

昭和39年3月27日 金曜日 島取県公報 (号外) 第15号 (第3種郵便) 34

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部
林務課及び日吉津村役場に備え置いて縦覧に供する。)
鳥取県告示第百八十九号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定で
あるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年
法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森
林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規
定により告示する。

2 その他特別の場合に係る伐採は、次のとおりとする。

二 烏取県知事 石破二
一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的
名所又は旧跡の風致の保存

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
1 伐採を禁止する。

昭和三十九年三月二十七日
鳥取県知事 石 破 二 朗
一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
二 保安林として指定された目的
三 指定施業要件
〔一〕 立木の伐採の方法
魚つき

林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
米子市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

00740

林務課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。
鳥取県告示第百八十四号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
境港市

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとす

る。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

00741

(第3種郵便
物認可)

37 昭和三十九年三月二十七日 金曜日 鳥取県公報(号外) 第15号

する。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び境港市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十五号

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森

林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
境港市

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第百八十七号

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字法勝寺字アサドリ谷山、字大谷山、
字狸谷山
二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種を定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十八号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事

石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所

西伯郡西伯町

二 保安林として指定された目的

00742

昭和三十九年3月27日 金曜日 鳥取県公報 (号外) 第15号 (第3種郵便物認可) 38

次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森

林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 指定施業要件指定予定保安林の所在場所
西伯郡西伯町大字伐株字大谷奥

二 保安林として指定された目的
干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものと

する。

(二) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 間伐その他の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部

林務課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第百八十九号
次の保安林について、指定施業要件を指定する予定であるから、森林法の一部を改正する法律（昭和三十七年法律第六十八号）附則第七条第二項において準用する森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和三十九年三月二十七日

鳥取県知事

石 破 二 朗

一 指定施業要件 指定予定保安林の所在場所

西伯郡溝口町

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、米子地域森林計画で定める標準伐期令以上のものとする。

3 間伐は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林部林務課及び溝口町役場に備え置いて縦覧に供する。)

昭和4年4月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

印 刷 者

鳥取県鳥取市東町一丁目

鳥取県鳥取市栗谷町

鳥取県鳥取市

〔足
部〕

〔足
部〕